

あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例について

1 子ども・子育て支援新制度における確認制度及び利用定員について

町は、施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）及び地域型保育給付（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）、子ども・子育て支援施設等（預かり保育等）の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、児童福祉法等に基づく認可を受けていることを前提に、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払っています。

各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係は次のとおりです。

			満3歳以上児		満3歳未満児
			1号認定 (保育不要)	2号認定(保育必要)	3号認定(保育必要)
特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	○(定員設定なしも可)	○	○(定員設定なしも可)
		幼稚園型	○	○	
		保育所型	○	○	
		地域裁量型	○	○	
	幼稚園		○	特例給付による利用形態あり	—
保育所		特例給付による利用形態あり	○(2号3号いずれかのみを設定可)		
特定地域型保育事業	家庭的保育事業		特例給付による利用形態あり	特例給付による利用形態あり	○
	小規模保育事業				○
	居宅訪問型保育事業				○(従業員枠・地域枠)
	事業所内保育事業				○

「確認」を受ける施設・事業の要件は、①児童福祉法等に基づく認可基準を満たし、「認可」を受けること、②町が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすことであり、既存の認定こども園、幼稚園及び保育所は、別段の申出をしない限り、施設型給付を受ける確認があったものとみなされます（みなし確認）。

## 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準（確認）について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準（確認）については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令第39号）」にて国が定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」があります。

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員</li> <li>・施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの（例：差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報の保護等）</li> </ul>
参酌すべき基準	上記以外の事項

【利用定員に関する基準】（※）従：従うべき基準、参：参酌すべき基準

項目	国の基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令第39号））	※	町の基準
利用定員	<p>【特定教育・保育施設】</p> <p>（認定こども園）利用定員の数を20人以上とし、1号認定、2号認定及び3号認定の子どもの定員を定める。</p> <p>（幼稚園）1号認定の子どもの定員を定める。</p> <p>（保育所）利用定員の数を20人以上とし、2号認定及び3号認定の子どもの定員を定める。</p> <p>【特定地域型保育事業】</p> <p>（家庭的保育事業）利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定の子どもの定員を定める。</p> <p>（小規模保育事業）A型及びB型は利用定員の数を6人以上19人以下とし、C型は利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定の子どもの定員を定める。</p> <p>（居宅訪問型保育事業）利用定員の数を1人とし、3号認定の子どもの定員を定める。</p> <p>（事業所内保育事業）その雇用する労働者の監護する就学前の子どもの定員及び3号認定の子どもの定員を定める。</p>	従	国の基準のとおり

定員の遵守	災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。	参	国の基準のとおり
-------	---	---	----------

【運営に関する基準】

項目	国の基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令第39号））	※	町の基準
内容、手続の説明及び同意	<p><b>【特定教育・保育施設】</b></p> <p>特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>運営規程にて定めておかなければならない事項は次のとおり。(1)施設の目的及び運営の方針、(2)提供する特定教育・保育の内容、(3)職員の職種、員数及び職務の内容、(4)特定教育・保育の提供を行う日及び時間、(5)利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額、(6)就学前子どもの区分ごとの利用定員、(7)特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む。）、(8)緊急時等における対応方法、(9)非常災害対策、(10)虐待の防止のための措置に関する事項、(11)その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p> <p><b>【特定地域型保育事業】</b></p> <p>特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	従	国の基準のとおり

	<p>運営規程にて定めておかなければならない事項は次のとおり。(1)事業の目的及び運営の方針、(2)提供する特定地域型保育の内容、(3)職員の職種、員数及び職務の内容、(4)特定地域型保育の提供を行う日及び時間、(5)利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額、(6)利用定員、(7)特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(選考方法を含む。)、(8)緊急時等における対応方法、(9)非常災害対策、(10)虐待の防止のための措置に関する事項、(11)その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</p>		
内容、手続の説明及び同意	<p>利用申込者からの申出があった場合は、上記の文書の交付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。</p>	参	国の基準のとおり
正当な理由のない提供拒否の禁止	<p>利用申込者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	従	国の基準のとおり
定員を上回る場合の選考	<p>(認定こども園・幼稚園の1号認定の子ども) 抽選、先着順により決定する方法、施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法を明示した上で、選考しなければならない。</p> <p>(認定こども園・保育所の2号認定及び3号認定の子ども並びに特定地域型保育事業の3号認定の子ども) 保育を受ける必要性が高いと認められる子ども等が優先的に利用できるよう町が利用調整する。</p>	従	国の基準のとおり
心身の状況等の把握	<p>事業者等は、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	参	国の基準のとおり
特定教育・保育施設等との連携	<p>【特定地域型保育事業】 事業者は、集団保育の体験、事業者に対する相談、助言その他の保育内容の支援、代替保育の提供、就学前までの連携施設での受入れに関する</p>	従	国の基準のとおり

	る事項に係る保育所等の連携施設を確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う事業者については、この限りでない。		
利用者負担額の受領	事業者等は、法に定める利用者負担額のほか、文房具や行事への参加、食事の提供に要する費用等について、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに保護者に支払を求める理由を書面にて明らかにし、説明を行ったうえで同意を得た場合は徴収することができる。	従	国の基準のとおり
子どもの適切な処遇	<p>(子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>職員は、子どもに対し、虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権利の乱用禁止)</p> <p>子どもに対し懲戒に係る子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を乱用してはならない。</p>	従	国の基準のとおり
秘密保持等	職員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。事業者等は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。	従	国の基準のとおり
苦情解決	事業者等は、家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。事業者等は、町が行う報告若しくは文書等の提出の命令又は町の職員からの質問等に応じ、町からの指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行わなければ	参	国の基準のとおり

	ならない。		
事故発生の防止及び発生時の対応	事業者等は、事故の発生等を防止するための措置を講じるとともに、事故が発生したときには、速やかに町、家族等に連絡し、記録し、賠償すべき事故の場合は損害賠償を行わなければならない。	従	国の基準のとおり
会計の区分	事業者等は、特定教育・保育の事業又は特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国の基準のとおり
記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならず、特定教育・保育又は特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、5年間保存しなければならない。 (1)特定教育・保育等の提供に当たっての計画、 (2)提供した特定教育・保育等に係る提供日、内容等、 (3)保護者の不正受給等の町への通知、 (4)苦情の内容等、 (5)事故の状況及びその処置	参	国の基準のとおり

## 2 特定子ども・子育て支援施設等の運営基準（確認）について

特定子ども・子育て支援施設とは、子育てのための施設等利用給付を行う施設で、あさぎり町では預かり保育事業を行う施設があります。

### 【運営に関する基準】

項目	国の基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令第39号））	町の基準
子ども・子育て支援の提供の記録	提供者が特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	国の基準のとおり

<p>利用料及び特定費用の額の受領</p>	<p>提供者が特定子ども・子育て支援を提供したときは、保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額（利用料）の支払を受けるものとする。また、特定費用の額の支払を保護者から受けることができる。この場合において、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p>	<p>国の基準のとおり</p>
<p>領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付</p>	<p>上段の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。また、当該支払をした保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</p>	<p>国の基準のとおり</p>
<p>施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則</p>	<p>子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>国の基準のとおり</p>
<p>秘密保持等</p>	<p>施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもに係る保護者の同意を得ておかななければならない。</p>	<p>国の基準のとおり</p>

記録の整備	提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、特定子ども・子育て支援の提供の記録及び町への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	国の基準のとおり
-------	---	----------